

児童相談所業務外部評価委員会・②評価報告書のあらまし

1 虐待事案における関係機関の連携状況

死亡事案や困難事案への対応や関係機関の連携状況を確認し、評価

(1) 児童虐待死亡事案

市が通報を受けて安全確認等の対応を行ったが、虐待の実態を把握できなかつたため、児童相談所等との情報共有も行われず、緊張感を持った対応を行うことができずに児童が死亡した事案

(2) その他の虐待対応事案

- ① 市への通告を受けて関係機関が協議し、保育所での児童の安全確認を決定したが、確認までに長時間を要した事案
- ② 不登校や引きこもりに対する宿泊型民間更生施設において、職員による暴行等虐待の疑いがあり、児童相談所による立入調査等関係機関が連携した対応が行われた事案

- ・虐待の情報があれば、速やかにその実態を把握して、必要な対応を行うべき。
- ・親との電話や間接的な伝聞情報だけでなく、目視等直接的な情報の収集が必要
- ・子どもの安全確認に加えて、面接スキルの向上や適宜のアセスメントが重要
- ・市町村においても安全確認のルールづくりと関係機関の認識共有が重要
- ・関係機関と連携する際は、児童福祉を主眼にしっかりと進めることが重要

2 要保護児童対策地域協議会の運営

平成20年11月に全市町村に協議会が設置され、府は運営支援や研修等を実施

- ・児童相談所、保健所、市町村及び関係機関職員への一層の研修の取組が必要
- ・特定の機関だけで処理せず、会議で方針決定や役割分担して活動することが重要

3 子どもの安全を確保するための迅速な対応

- (1) 児童相談所では、虐待通告に対する早期の児童の安全確認を着実に実施
- (2) 児童相談ITシステムが導入され、ケースの進行管理などケースワークに活用

- ・子どもの安全確認は重要であり、引き続き取り組むこと
- ・システムが適切に活用されるためには、研修等を通じた職員の習熟が必要
- ・より使いやすくし、ケースワークの向上に資するシステムとする改善が必要